◆資料E◆

決議文（十・三）

われわれは、今後、明治大学新聞学会の定款を遵守し、定款の基本方針にのっとった、公正・中立の明治大学新聞を編集、発行していくことを決議し、ここに宣言する。

これまでの編集部が行なってきたことは、現在の定款の無視策動、および紙面の偏向であった。われわれは、たびたびの編集会議において、われわれ自身の意見を反映さすべく努力を重ねてきたが、今ここに、その努力が無意味であることを認めざるを得ない。定款の無視、偏向紙面の作製にたずさわる者をわれわれは明治大学新聞の編集員として断固認めることは出来ない。

明治大学新聞学会の存在、運営は定款に規定されている。これまでの編集部が幹事長、編集長の選任及び辞任の投票に際し見習い編集員にも投票権をもたせ、参加させてきたことは明らかに定款違反である。

最近の明治大学新聞の紙面はわれわれの目指すそれと根本的に相反する。紙面構成の問題はなによりも新聞の基本方針の問題である。われわれの編集方針は、定款にうたってある編集方針に尽きるものである。

以上は、右の理由により、次に記する者を明治大学新聞学会から除名する。

九人の名前列記

昭和四十五年十月三日

五人の署名

◆資料F◆

これまでの編集部の問題点

一、定款違反について

○これまでの編集部は定款を編集部内部では無視し、外部に対しては守っていることにすると表明し、実行してきた。事実二日の学会員総会の席上でも編集員前野勝一、八重樫真純の両君は以上のことを明言した。

○三週間以上無断欠席した小野忠君の学会復帰について、前野勝一君、八重樫真純君、straw谷隆君らは、「小野君は六月安保闘争を街頭で闘った。新聞も反権力を目指すものであり、彼はいわば同志である」との理由で小野君の学会員身分の継続を計った。これは定款第七条第三項に違反する。

○これまでの編集部は下斗米喜夫君の身分剥奪に関する決議の際、見習い学会員に決議権を与えた。これは定款第三条、及び第四条に違反する。

○これまでの編集部は編集長幹事長の人事決定に際し、見習い学会員に決議権を持たせた。これは定款第三条、及び第四条に違反する。

一、取材及び編集姿勢について

○これまでの編集部は編集会議の位置を学会員総会と同等なものとして運営してきた。

○前野勝一君、河野正一君、八重樫真純君、straw谷隆君らは本年四月の見習い編集員募集に際し、作為的に活動家Y君の入会を計った。Y君はアナキストと目され、当時某組織で活動中であった。

○編集員八重樫真純君は革共同革マル派に属しており、公正中立を欠く恐れがある。

○編集員八重樫真純君は印刷所における業務、暗室における業務などの際、まったく部外者を連れて来て、たびたび手伝わせた。これは従来からの慣習を無視するものである。

一、その他

○昨年後期の学会員総会において幹事長に立候補した前野勝一君は、理事会及び評議員会を否定していく方向性を明らかにした。

○昨年秋の八号館本紙本部閉鎖に際し、編集員河野正一君は編集部員全員の八号館復帰の意向を無視し、反対するを言動を行った。

○前執行部は週刊発行という本紙義務遂行を怠った。また、定款に定められている明治大学新聞の使命遂行を怠った。

理事各位

◆資料G◆

決議文（十・七）

夏期合宿において決議された一万田専務理事に対するリコール宣言に対し、われわれはこれを認めない旨決議した。

合宿における討論の際、われわれは「専務理事リコール決議には反対する」と明確に意志表明したが、見習い学会員をも含めた投票によって承知の通りの決議が行なわれた。リコール宣言には「総会において」と記されているが、見習い学会員を票決に加えることは定款違反であり、われわれはあのリコール宣言を総会決定として認めることはできない。

なお、われわれは一万田専務理事に対するリコールの意志がないことをここに表明する。

昭和四十五年十月七日

五人の署名

◆資料H◆

決議文（十・六）

十月三日の決議文に加え、われわれは次の決議を行なう。

学会員門脇千代子、見習い編集員渡辺良晴、山盛幸夫、井上正治の四君については、その後の事情により本人の意志を尊重の上、前回の決議を撤回する。